

家庭内暴力（DV）・離婚問題等に関する相談団体・機関

米国には、家庭内暴力（DV）等の家庭の問題に対応する相談団体・機関が多くあり、シェルター、カウンセリング、弁護士の紹介や法律相談、法的援護活動、生活困窮者に対する救済金申請支援及び、育児支援等の一連の情報提供を可能としています。また、これらの機関の中には、日本語での利用が可能な機関もあります。仮に日本語利用可能な機関が、居住されている州になくても、他州からの相談に応じたり、適当な機関の紹介が可能な場合もあります。問題の兆候が見え始めたら、お早めに各種団体・機関（注）にご相談されることをお勧めします。

【差し迫った危機の場合】

・警察（911）

【米国連邦政府・司法省内のサイト】

（1）Directory of Crime Victim Services

<http://ovc.ncjrs.gov/findvictimservices/>

（2）Office of Violence Against Women

<http://www.ovw.usdoj.gov/>

（3）州ごとのDV対策機関

<https://www.justice.gov/ovw/local-resources>

（4）DVの定義

（日本と同様に、身体的な暴力のみならず、精神的なもの、性的なものも含まれます。）

<https://www.justice.gov/ovw/domestic-violence>

【日本語利用可能な機関】

・ Domestic Violence Action Center

「日本人支援のための相談窓口」

ヘルプライン（オアフ島）：808-531-3771

（オアフ島外）：1-800-690-6200

平日 8:30～16:30 土日祝日休

相談無料。秘密厳守。

<http://www.domesticviolenceactioncenter.org>

Domestic Violence Action Center はハワイ州に住む方を対象としたドメスティックバイオレンスに関する側面的な支援をする NPO 法人で、在ホノルル日本国総領事館は、本法人と提携し、DV（ドメスティック・バイオレンス）関連の問題（離婚、子の親権等）で

悩んでいる邦人のために相談窓口の開設を依頼しています。相談者は日本語による以下のサービスを受けることができます。

- (1) DV被害者への包括的支援
- (2) DVカウンセリング及び一般的な相談
- (3) DV関連法律情報の提供
- (4) 米国の裁判制度の情報提供
- (5) 裁判所で行われるDV裁判に関する支援
- (6) 州内等にあるDV関連機関・団体の紹介

【ハワイ州政府関係機関】

- (1) ハワイ州人権福祉省児童虐待保護専用ライン
Child Abuse Reporting, Department of Human Services
電話番号 808-832-5300
- (2) ハワイ州人権福祉省成人虐待保護専用ライン
Adult Abuse Reporting, Department of Human Services
電話番号：
808-832-5115 (オアフ島)
808-241-3337 (カウアイ島)
808-243-5151 (マウイ島, ラナイ島, モロカイ島)
808-933-8820 (ハワイ島・ヒロ地区, ハマクア地区, プナ地区)
808-327-6280 (ハワイ島・カウ地区, コナ地区, コハラ地区, カムエラ地区)
- (3) ホノルル市(郡)検察局 被害者/証人支援サービス
Victim/witness Kokua Services, Department of the Prosecuting Attorney
1060 Richards St., 9th Floor, Honolulu, HI 96813
電話番号 808-768-7401
※ホノルル市(郡)検察局が運営する犯罪被害者等支援のための機関。日本語を解する職員1名在籍。

【ハワイ州裁判所】

家庭裁判所において、離婚訴訟手続に関する情報提供を行っているほか、毎月1回、一般市民向けに離婚訴訟に関するセミナーを開催(参加無料。場所:ハワイ州最高裁判所2階法廷 (Ali'iolani Hale, 417 South King St., Honolulu, HI 96813))。

<http://www.courts.state.hi.us/>

- (1) First Circuit Court (第1巡回裁判所/オアフ島)
Ka'ahumanu Hale
777 Punchbowl St., Honolulu, HI 96813

インフォメーション・デスク (Information-Court Concierge Desk)

電話番号 808-539-4767

- (2) Second Circuit Court (第2巡回裁判所／マウイ島・ラナイ島・モロカイ島)

Hoapili Hale

2145 Main St., Wailuku, HI 96793

電話番号 808-244-2929

- (3) Third Circuit Court (第3巡回裁判所・ハワイ島)

Hale Kaulike

777 Kilauea Ave., Hilo, HI 96720

電話番号 808-961-7440

- (4) Fifth Circuit Court (第5巡回裁判所・カウアイ島)

3970 Ka'ana St., Lihue, HI 96766

電話番号 808-482-2300

【ハワイ州内のNPO等関係機関】

- (1) Domestic Abuse Shelter, Child and Family Service

電話番号 (24時間対応ホットライン) 808-841-0822 (オアフ島)

808-959-8864 (ハワイ州東部)

<http://www.cfs-hawaii.org>

※シェルターの場所は非公開

- (2) Ohia Domestic Violence Shelter

電話番号 (24時間対応ホットライン) 808-526-2200

※シェルターの場所は非公開

- (3) Hale Ola Windward Abuse Shelter

P.O. Box 1955, Kailua, HI 96734

電話番号 (24時間対応ホットライン) 808-528-0606

- (4) Catholic Charities Hawaii

1822 Keeaumoku St., Honolulu, HI 96822

電話番号 (代表) 808-524-4673

電話番号 (ホットライン) 808-521-HELP(4357) (ホットライン)

<http://www.catholiccharitieshawaii.org>

※虐待被害, ホームレス, 非計画的妊娠, 難民等の支援を目的とする人権擁護団体。

- (5) Hawaii Immigrant Justice Center

P.O. Box 3198, Honolulu, HI 96812-3950

電話番号 (代表) 808-536-8826

電話番号 (隣島専用ライン (無料)) 877-208-8828

<http://hijcenter.org>

※犯罪被害を受けた移民に対する支援機関（移民資格の取得に関する情報提供，法律的助言等を行う。）。

(6) Legal Aid Society of Hawaii

942 Bethel St., Honolulu, HI 96813

電話番号（ホットライン） 808-536-4302

電話番号（隣島専用ライン（無料）） 1-800-499-4302

<http://legallaidhawaii.org/>

※弁護士費用の負担が困難な市民向けの法律支援サービスを実施。

(7) Hawaii State Coalition Against Domestic Violence

電話番号 808-832-9316

<http://www.hscadv.org/>

【日本語利用可能な機関（ハワイ州外）】

(1) Asian/Pacific Islander Domestic Violence Resource Project

(<http://www.dvrp.org/>) (日本語のパンフレットを用意)

(2) Asia Task Force Against Domestic Violence (<http://www.atask.org/site/>)

(24時間利用可能なヘルプライン(617-338-2355)。職員は日本語対応も可能)

(3) Asian Women's Shelter (<http://www.sfaws.org/>)

(4) New York Asian Women's Center (<http://www.nyawc.org/>) (24時間対応

のホットライン(1-888-888-7702)は日本語可能)

【弁護士の検索：米務省のサイトにおけるリーガルエイド紹介】

<http://travel.state.gov/content/childabduction/en.html>

(注) 本リストは，一般的な情報提供として作成したものであり，当館が紹介・斡旋するものではありません。各機関への連絡・照会等は直接ご自身で行っていただくようお願いいたします。また，これら機関とのトラブル等については，当館として一切責任は負えませんので，あらかじめご了承の上，ご利用ください。

【日本におけるDV定義や支援策（配偶者からの暴力被害者支援情報）】

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

(了)